仙台市野村学校給食センター維持管理運営包括委託事業に係る実施方針等に関する質問に対する回答

NO	区分	頁	章	節	細節	質問	回答
1	実施 方針	1	П			事業者とは御市と委託契約を締結する者をいうとのことですが、協力企 業は事業者には含まれないでしょうか。	事業者とは本市が契約を締結する特別目的会社のことを指し、協力企業は「応募者」には含まれますが、「事業者」には含まれません。
2	実施 方針	3	Ш	1	(6)	業務引継の開始時期をご提示ください。	事業者の提案に基づき、本市と事業者との間で締結する委託契約において定める予定です。
3	実施方針	4	Ш	1	(6)	大規模改修業務についてですが、令和5年度から令和15年度の大規模改修 の計画内容について、ご教授ください。	現段階では事業期間中の大規模改修は想定していません。
4	実施方針	9	V	1	(1)	現事業において、弊社は建築企業より工事請負契約として修繕工事を請け負っておりますが、次期事業でも継続は可能でしょうか。	特別目的会社やその受託者から修繕工事を請け負うことは可能です。
5	実施 方針	9	V	1	(1)	厨房設備機器や電気機械設備について、現在設置されている機器類を他 メーカーでもメンテナンス可能でしょうか。	現事業者から必要な事項の引継を行えば他メーカーでもメンテナンス可能と思料しますが、対応可能な範囲についてはメーカーへご確認ください。
6	実施 方針	10	V	1	(4)	「給食調理業務を行う企業又は代表企業」以外は、「他の応募者の構成 員又は協力企業」になることができるとも解釈できますが、その理解で よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	実施 方針	10	V	2	(1)	「学校給食施設又は民間調理施設の維持管理業務の実績を有していること」とありますが、要求水準書のP11に記載の内、定期点検及び定期清掃や警備業務を外注業務として行っているケースは、本件の実績に該当するかご教授ください。	外注業務として行っている場合は維持管理業務の実績には該当しませ ん。
8	要求水 準書 (案)	14	Ш	1	(9)	更新予定の無い調理機器について、今後部品調達・改造等が不可能と なった場合の考えをご教示ください。	調理業務への影響、調理機器の耐用年数等を考慮して更新が必要と本市 が判断した場合は、原則として本市において更新します。
9	要求水 準書 (案)	14	Ш	1	(9)	次期事業では、ボイラー機器や脱臭装置等の更新が想定されますが、長 期修繕計画書に含めるべきでしょうか。	それら機器の更新も含め、長期修繕計画書を作成してください。

NO	区分	頁	章	節	細節	質問	回答
10	要求水 準書 (案)	14	Ш	1	(10)	大規模な修繕の定義を教えて下さい。	建築基準法において定義される建築物の主要構造部の一種以上について 行う過半の修繕であり、確認申請(計画通知)が必要となる規模のもの をいいます。なお、同法の定義にあわせ、関係資料中「大規模な修繕」 を「大規模の修繕」に修正します。
11	要求水 準書 (案)	14	Ш	1	(10)	本事業中に大規模な修繕は想定していないとのことですが、「資料7 修繕業務対象リスト」には大規模な修繕は含まれていないということで しょうか。	お見込みのとおりです。
12	要求水 準書 (案)	34	IV	7	(1)	現在の給食配送車は運営会社にてリース契約されていると認識しておりますが、この配送車は業務成約した場合、スライドして成約した事業者 (SPC) にて使用することは可能か、ご教示ください。	現事業者と協議し了解が得られ、リース契約先との手続き上問題が無け れば可能です。